

学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本へ留学し高等教育機関への進学を希望する留学生に日本語教育を通してその機会を与えるとともに、高度人材として育成する教育機関の機能を構築し、留学生個々の目標を達成するに十分足り得る総合的コミュニケーション能力の育成・向上と、生活指導を含むきめ細やかな教育を行いながら、国際的文化交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、TLS 袋井という。英語名は、Takushin Language School Fukuroi である。

(位置)

第3条 本校は、静岡県袋井市上山梨 1579-1 に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育目標)

第5条 本校は、第1条の目的を達成するため、次の教育目標を定める。

- (1) 大学、専門学校などの高等教育機関で求められる、場面に適した高度で柔軟な表現を身につける。
- (2) 進学のための日本語教育に留まらず、日本での生活・就職等に役立つバランスの良い実用的な日本語を教育する。
- (3) 日本での留学生生活を通じて、文化・習慣・考え方等の違いを理解し、広い視野で客観的に物事を見る習慣をつける。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間及び収容定員)

第6条 本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

| コース名 | 学部 | 修業期間 | 収容定員 | クラス数 |
|------------|----|-------|------|------|
| 進学2年コース | 1部 | 2年 | 40名 | 2クラス |
| | 2部 | | 40名 | 2クラス |
| | 小計 | | 80名 | 4クラス |
| 進学1年9か月コース | 1部 | 1年9か月 | 15名 | 1クラス |
| | 2部 | | 15名 | 1クラス |
| | 小計 | | 30名 | 2クラス |
| 進学1年6か月コース | 1部 | 1年6月 | 20名 | 1クラス |
| | 2部 | | 20名 | 1クラス |
| | 小計 | | 40名 | 2クラス |
| 合計 | | | 150名 | 8クラス |

(始期・終期等)

第7条 本校のコースは、4月、7月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を次の学期に分けて、4学期間を1学年とする。ただし、進学1年9か月コースに関しては第2年次を3学期間とし、進学1年6か月コースに関しては第2年次を2学期間とする。

- (1) 第1四半期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2四半期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3四半期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4四半期 1月1日から3月31日まで

3 各コースの修了に要する期間は以下のとおりとする。

- (1) 進学2年コース：8学期間
- (2) 進学1年9か月コース：7学期間
- (3) 進学1年6か月コース：6学期間

(休業日)

第8条 本校の休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏休み 8月上旬から8月下旬まで
- (4) 秋休み 9月下旬から10月上旬まで
- (5) 冬休み 12月下旬から1月上旬まで
- (6) 春休み 3月下旬から4月上旬まで

(3), (4), (5), (6)の詳細は年度ごとに学校年間スケジュールで定める。

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

4 第2項及び第3項によって休業日又は授業日を変更した場合、振替授業日又は振替休業日を設けることができる。その場合に必要な事項は別に定める。

(授業の終始時刻)

第9条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本校教育課程のレベル構成及びレベル別授業時間数は以下のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

| 参照枠 | レベル 設定 | 到達目標 (Can do) | クラス名 | 1週あたりの 授業時間数 | 期間 (週 数) | 合計授業 時間数 |
|-----|------------|---|----------------------------|-----------------|----------------|-------------|
| A1 | 初 級 (Ⅰ) | 日常生活で必要となるごく基礎的なやりとりを ゆっくりとやさしい表現で行うことができる。 | 進学2年 | 20間(5日) | 10 | 192 |
| A2 | 初 級 (Ⅱ) | 日常生活で必要となる基礎的で個人的なやりとりを やさしい表現で行うことができる。 | 進学2年 進学1年9か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |
| A2 | 初 級 (Ⅲ) | 日常生活で必要となる基礎的で個人的なやりとりを 場面を選んで行うことができる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |
| B1 | 中 級 (Ⅰ) | 身近な話題について理解でき、場面に合わせた表現が使用できる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |

| | | | | | | |
|----|------------|---|----------------------------|----------|----|-----|
| B1 | 中級 (Ⅱ) | 身近な話題について理解でき、自分の意見を場面に合わせて表現できる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |
| B2 | 中上級 (Ⅰ) | 日常的な話題に加えて、社会的、専門的課題についてもやりとりができる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |
| B2 | 中上級 (Ⅱ) | 日常的な話題に加えて、社会的、専門的課題についてもやりとりができ、抽象的な話題についても理解ができる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |
| B2 | 中上級 (Ⅲ) | 幅広い話題について理解ができ、場面に適した高度で柔軟な表現を用いることができる。 | 進学2年 進学1年9か月 進学1年6か月 | 20時間(5日) | 10 | 192 |

2 各コース別授業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 進学2年コース：初級Ⅰから中上級Ⅲまでの80週にわたり、1536時間とする。
- (2) 進学1年9か月コース：初級Ⅱから中上級Ⅲまでの70週にわたり、1344時間とする。
- (3) 進学1年6か月コース：初級Ⅲから中上級Ⅲまでの60週間にわたり、1152時間とする。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、各学期末に行われる期末試験及び日常の小テスト等の成績、学期毎の出席状況、授業態度等を総合的に判断して決定する。

2 学習の評価は絶対評価とし、上位よりA+、A、B、C、D、Eの6段階とする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 主任教員 1名
- (3) 教員 8名以上（うち専任4名以上）
- (4) 生活指導担当者 1名以上
- (5) 事務職員 2名以上

2 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 校長は、各学期に最低1回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の学習状況・生活状況等を検討する。

5 主任教員は、教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

6 各クラスの担任教員はそのクラスの他の教員と、学生の学習状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。

7 初任教員は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

8 校務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置くことができるものとし、その場合に必要な事項は校長が別に定める。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 自国において12年以上の学校教育課程を修了した心身ともに健康な者で健康診断書(3か月以内のもの)の提出ができる者
- (2) 年齢が18歳以上の者

- (3) 正当な手続きによって日本への入国を許可された者又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人・経費支弁者を有する者
- (5) 自国において 150 時間以上の日本語学習を終了（又は終了予定）し、日本語能力試験 N5 級程度以上の日本語能力を有すると認められる者及びその証明のある者

（入学時期）

第 14 条 本校への入学は、年 3 回とし、その時期は、4 月、7 月及び 10 月とする。

（入学手続）

第 15 条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、募集要項に定める入学願書及びその他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
 - (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 22 条に定める学生納付金等及び必要な書類を添えて申請学期の入学手続をしなければならない。
- 2 前項に定める入学手続が正当な理由なく所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すものとする。
- 3 いかなる場合においても、すでに受理した書類は返還しないものとする。

（学生証）

第 16 条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。尚、本校の身分を失った時は速やかに返却するものとする。

（休学・復学）

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に医師の診断書その他の必要な書類を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長に復学事由を記載した復学届に医師の診断書その他の必要な書類を添えて提出し、校長の許可を得て復学することができる。

（退学・転学）

第 18 条 期間の途中で退学及び転学を希望する者は、その事由を記載した退学届又は転学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 退学を届け出る者は、その在籍学期までの授業料等を完納していなければならない。

（修了・進級及び卒業の認定）

第 19 条 校長は、教育課程で定められた各学期の授業科目について第 11 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、教育課程で定められた各学年の授業科目を修了し、学年を通じて総合して一定の評価を受けた者に対して進級を認定する。

3 校長は、教育課程で定められた在籍コースの授業科目をすべて修了し、全課程を通じて総合して一定の評価を受けた者に対して課程の修了及び当該コースの卒業を認定する。

4 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

5 校長は、本校の各コースに一定期間以上在籍し、第 1 項に定める科目の修了を認定された者のうち課程の修了が認められなかった者に対して、受講証書を発行することができる。

6 第 1 項から第 4 項で定める修了・進級及び卒業の認定の方法及び基準については別に定める。

（褒賞）

第 20 条 校長は、学業成績及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第 21 条 学生が、本校の学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったと

きには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、謹慎及び退学の3種とする。
- 3 前項の謹慎は、校内において十分な教育的配慮の下に行うものとする。
- 4 第2項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が不良な者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 正当な理由なく授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入する見込みがない者
- 5 退学後の帰国手続等、申し入れがあった場合は指導をする。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第22条 本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。(税別)

| コース名 | | 選考手数料 | 入学金 | 施設設備費 | 授業料 | 合計 |
|--------------------|-------------|---------|---------|---------|------------|------------|
| 進学2年 コース | 1 年 目 | 20,000円 | 40,000円 | 10,000円 | 540,000円 | 610,000円 |
| | 2 年 目 | | | 10,000円 | 540,000円 | 550,000円 |
| | 計 | 20,000円 | 40,000円 | 20,000円 | 1,080,000円 | 1,160,000円 |
| 進学1年 9か月 コース | 1 年 目 | 20,000円 | 40,000円 | 10,000円 | 540,000円 | 610,000円 |
| | 2 年 目 | | | 10,000円 | 405,000円 | 415,000円 |
| | 計 | 20,000円 | 40,000円 | 20,000円 | 945,000円 | 1,025,000円 |
| 進学1年 6か月 コース | 1 年 目 | 20,000円 | 40,000円 | 10,000円 | 540,000円 | 610,000円 |
| | 2 年 目 | | | 10,000円 | 270,000円 | 280,000円 |
| | 計 | 20,000円 | 40,000円 | 20,000円 | 810,000円 | 890,000円 |

2 教材費は進学2年コースを30,000円、進学1年9か月コースを27,000円、進学1年6か月コースを23,000円とする。これは前項の学生納付金に含まれないものとし、学生は、入学後に別途納入しなければならない。

3 学生は、別に定めるところにより、必要に応じて健康診断費・課外活動費及びその他の費用を納入しなければならない。

4 学生寮に入寮を希望するものは、第25条に定める費用を別途納入するものとする。

5 本条で定める学生納付金及びその他の費用の送金に係る費用は納付者が負担するものとする。

(納入)

第23条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替又は免除は行わないものとする。

3 いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替又は免除は行わないものとする。

(返還)

第 24 条 すでに納入された学生納付金及びその他の費用は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 入学する年度以前（4月入学の場合は3月31日まで、7月期入学の場合は6月30日まで、10月入学の場合は9月30日まで）に入学を辞退した場合においては、選考料を除く入学金及び授業料等を返還する。
- (2) 入学する年度以降（4月入学の場合は4月1日から、7月期入学の場合は7月1日から、10月入学の場合は10月1日から）に入学を辞退した場合においては、選考料及び入学金を除く授業料等のうち入学辞退に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めのある性質を有する授業料等の平均的な損害を超える部分を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、出入国在留管理局より在留資格認定証明書が交付されなかった場合は、選考料を含む入学金及び授業料等を返還する。なお、在外公館等で査証が発給されなかった場合又は入国審査によって上陸又は入国を拒否された場合においては、選考料を除く入学金及び授業料等を返還する。

3 第1項及び第2項の手続をする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本校に提出又は提示するものとする。

- (1) 学生納付金の領収書
- (2) 事情説明書又はその事情を証明する書類
- (3) 入学許可書
- (4) 在留資格認定証明書
- (5) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

4 必要書類がそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、学生納付金を返還できないこともある。

5 学生納付金等の返還に係る費用は納付者が負担するものとし、その費用は返還金から差し引くものとする。

第6章 雑則

(学生寮)

第 25 条 学生寮に関する事項・費用は次の通りとする。（税別）

- (1) 入寮費 50,000 円
- (2) 家賃 31,000 円~/月

2 学生寮に入寮を希望する者は、第 22 条に定める学生納付金を納入する際に、前項に定める入寮費、家賃 6 か月分を併せて納入しなければならない。

3 学生寮は、通常 2 名で 1 部屋に入居するものとする。ただし、他に希望がある場合、事務局に申し出ることで認める場合がある。

4 光熱費は家賃に含まれるが、食費等は入居者の自己負担とする。

5 入居日は、第 22 条に定める学生納付金の納入を確認した後、本校が指定する。入寮を希望する者は、本校が指定する期日までに入居するよう努めなければならない。

6 卒業に伴う退去は、卒業式後の学校が指定した日までとし、入寮者は期限までに退寮しなければならない。また、退去する月も 1 か月分の家賃を納入しなければならない。

7 学生寮に関する規則は別に定める。

(健康診断)

第 26 条 本校に入学する学生は、入学時に本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

第 27 条 在留資格「留学」を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(防犯・防災及びハラスメント防止)

第 28 条 本校は、別に定めるところにより、防犯・防災及びハラスメント防止に関する計画・ガイドライン及びマニュアルを作成し、必要な訓練・研修を行うものとする。

(忌引)

第 29 条 忌引の期間は、次のとおりとする。ただし、親族が海外にいる場合は、()内の期間とする。

- (1) 両親、兄弟 6 日 (14 日)
- (2) 祖父母 3 日 (10 日)
- (3) その他の親族 1 日 (7 日)

(細則)

第 30 条 本学則の施行・変更についての細則は、別に定める。

附則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県袋井市上山梨 1579-1

TLS 袋井